

令和 6 年 度

定期 監 査 結 果 報 告 書
(第 1 次)

会 計 課
防 災 危 機 管 理 室
市 民 協 働 部
都 市 整 備 部
消 防 本 部 ・ 消 防 団
教 育 委 員 会

大 牟 田 市 監 査 委 員

定期監査の結果について（令和 6 年度第 1 次）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

なお、本監査及び報告は大牟田市監査基準に準拠しています。

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象部局等 会計課、防災危機管理室、市民協働部、都市整備部、消防本部・消防団、教育委員会

3 監査の実施期間

令和 6 年 10 月 1 日（火）から令和 6 年 11 月 30 日（土）まで

4 監査の対象及び範囲

財務に関する事務の執行等 令和 6 年 8 月末日現在

公印、物品等の管理 検査日現在

5 監査の着眼点

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

6 監査の方法

今回の監査は、主に令和 6 年度における財務に関する事務の執行状況を対象とし、関係法規及び予算に基づき適正に管理、執行されているかどうかについて試査するとともに、関係職員等からの説明を受け実施した。

7 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり個別指摘事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

なお、個別指摘事項に対する措置が講じられた場合は、その通知を求めるものである（地方自治法第 199 条第 14 項）。

【監査項目】

一般会計

（会計課）

[公印・物品]

1 公印・物品の管理

(防災危機管理室)

[歳出]

1 防災対策費

(1) 防災対策推進費

(市民協働部)

[歳入]

1 公民館使用料 (生涯学習課)

2 学校体育施設使用料 (スポーツ推進室)

[歳出]

3 防犯灯及び街路灯LED化緊急促進事業費補助
(地域コミュニティ推進課)

4 生涯学習支援センター等複合施設管理費 (生涯学習課)

5 自転車等車両対策推進費 (生活安全推進課)

[公印・物品]

6 公印・物品の管理
(市民協働総務課、人権・同和・男女共同参画課、
スポーツ推進室)

(都市整備部)

[歳入]

1 公園使用料 (都市計画・公園課)

2 屋外広告物許可申請手数料 (土木管理課)

3 市営住宅家賃(滞納繰越分を含む) (建築住宅課)

[歳出]

4 交通関係対策費 (国県道路・地域交通対策課)

5 河川維持費
(1) 河川維持工事費 (土木建設課)

[公印・物品]

6 公印・物品の管理 (都市総務課、国土調査室、流域治水推進室)

（消防本部・消防団）

[歳入]

- 1 自動販売機電気料 (総務課)

[歳出]

- 2 消防団管理運営費 (総務課)

(1) 団員退職報償費

[公印・物品]

- 3 公印・物品の管理 (消防本署)

（教育委員会）

[歳入]

- 1 学校敷地使用料 (学務課)

[歳出]

- 2 学校再編整備推進事業費 (総務課)

- 3 いじめ・不登校等対応事業費 (学校教育課)

- 4 就学援助事業費 (学務課)

(1) 就学援助費

[公印・物品]

- 5 公印・物品の管理（人権・同和教育課、平原小学校、高取小学校、
白光中学校、大牟田特別支援学校）

【個別指摘事項】

一般会計

（都市整備部）

- 1 屋外広告物許可申請手数料 (土木管理課)

屋外広告物条例第36条第3号には、第15条の規定（許可期間満了、許可取消しの際の除却義務）に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者は、30万円以下の罰金に処すると規定されている。

今回の定期監査において、罰則規定の適用対象にもなり得る許可期間満了後の申請や、事務処理の遅れによる期間満了後の許可などが散見されている。

許可期間満了までに更新手続きが完了するよう、手続きの流れを整理されるとともに、許可申請者に対しては、罰則規

定を含めた条例の内容について周知を図られたい。